

年数制限が緩和された中古機械・設備

1. 機械分野

	機械・設備	HS コード	年数制限
1	カレンダーその他のロール機（金属用またはガラス用のものを除く）、およびこれらのシリンダー	84.20	20
2	冶金（やきん）または金属鑄造に使用する転炉、取鍋、インゴット用鑄型および鑄造機	84.54	20
3	金属圧延機およびそのロール	84.55	20
4	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビームまたはプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械およびウォータージェット切断機械	84.56	20
5	金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのもの）およびマルチステーショントランスファーマシン	84.57	20
6	金属切削用の旋盤（ターニングセンターを含む）	84.58	20
7	金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤およびねじ立て盤〔ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第 84.58 項の旋盤（ターニングセンターを含む）を除く〕	84.59	20
8	研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属またはサーメットを加工するものに限るものとし、第 84.61 項の歯切り盤、歯車研削盤および歯車仕上盤を除く）	84.60	20
9	平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属またはサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く）	84.61	20

ジェトロ「ビジネス短信」添付資料

10	鍛造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシンおよびノッチングマシン（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る）、ならびにその他のプレス（金属または金属炭化物の加工用のものに限る）	84.62	20
11	金属またはサーメット加工用で、材料を取り除くことなく加工するその他の加工機械	84.63	20
12	固有の機能を有する機械類で本類の他の項に該当しないもの	84.79	20

2. 木材製造・加工分野

	機械・設備	HS コード	年数制限
1	木材、紙パルプまたは板紙を乾燥させるための設備	84.19.32	15
2	木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用機械を含む）  木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む）	84.65	20
3	木材その他の木質材料製のパーティクルボードまたは建築用繊維板の製造用のプレス機、およびその他の木材またはコルクの処理用機械	84.79.30	20

3. 製紙・パルプ製造

	機械・設備	HS コード	年数制限
1	機械・機械設備	84.39 84.40 84.41	20

## ジェトロ「ビジネス短信」添付資料

(備考)

- この表に含まれない HS コード 84 類、85 類の中古機械・設備の年数制限は、原則 10 年となる。
- 本表は 4 月 19 日付の首相決定 18/2019/QD-TTg、および日本国税関の輸出統計品目表 (2019 年 4 月版) を基に筆者が 2019 年 4 月末時点で作成したもの。
- 正確には原文を参照すること。本表の内容は適宜更新される可能性がある。